

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月19日
【計算期間】	第3期(自平成20年8月20日至平成21年8月19日)
【ファンド名】	マネックス・フルトン・チャイナ・フォーカス
【発行者名】	みずほ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 田中 慎一郎
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【事務連絡者氏名】	商品開発部長 三木谷 正直
【連絡場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【電話番号】	03-5232-7700
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

中華人民共和国（香港を含み、以下「中国」といいます。）および中国周辺国の株式、株価連動証券ならびに株価指数先物取引を主要投資対象とし、信託財産の中・長期的な成長を目指します。

150億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ変更することができます。

社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

< 商品分類 >

・商品分類一覧表 （注）当ファンドが該当する商品分類に を付しています。

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉となる資産）	補足分類
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合	インデックス型 特殊型

・商品分類定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
特殊型	目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

< 属性区分 >

・属性区分一覧表 （注）当ファンドが該当する属性区分に を付しています。

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 資産複合 (株式(株価連動証券を 含む)/株価指数先物取 引) 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	あり (適時ヘッジ)
	年2回		なし
	年4回		特殊型
	年6回(隔月)		
年12回(毎月)	日々	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型/ 絶対収益追求型 その他型(派生商品型)	
その他			

当ファンドは、外貨建資産への投資にあたって、為替ヘッジを機動的に行います。

・属性区分定義

該当区分	区分の定義
資産複合 (株式(株価連動証券を 含む)/株価指数先物取引) 資産配分変更型	目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、括弧内の記載はその該当複数資産を表す。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
アジア	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
為替ヘッジあり	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
その他型 (派生商品型)	目論見書又は投資信託約款において、「ブル・ベア型」、「条件付運用型」、「ロング・ショート型」/「絶対収益追求型」のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法を用いるものをいい、括弧内の記載はその仕組みや運用手法等の性質を表す。 派生商品型とは、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うファンドをいい、委託会社独自の属性区分です。

- (注1) 商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類していません。
- (注2) 当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。
- (注3) 当ファンドは、株式(株価連動証券を含む)および株価指数先物取引に投資を行いますが、ファンドの収益は株式市場動向に左右されます。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

(2) 【ファンドの仕組み】

当ファンドの運営の仕組み

3．大株主の状況(平成21年10月31日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	1,038,408株	98.7%
ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー	米国ニュージャージー州ジャージーシティー市ハドソン通り90番地	13,662株	1.3%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

基本方針

この投資信託は、信託財産の中・長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

運用方法

1．主要投資対象

中華人民共和国（香港を含み、以下「中国」といいます。）および中国周辺国の株式、株価連動証券ならびに株価指数先物取引を主要投資対象とします。

2．投資態度

- a．主として、中国、および台湾など中国周辺国の企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）ならびに中国A株市場に上場する株式を対象とする株価連動証券への投資を行うと同時に、株価指数先物を売建てることにより、絶対収益の獲得を目指します。
- b．株式および株価連動証券への投資にあたっては、各地域ごとに銘柄の調査・分析を行い、各株式市場において市場全体の値動きに対して超過収益が見込まれる銘柄に投資します。
- c．株式および株価連動証券への投資割合は、原則として高位を維持します。
- d．株価指数先物取引を積極的に利用することにより、株式（株価連動証券を含みます。）と株価指数先物取引の合計の割合（以下「実質株式組入比率」といいます。）が信託財産の純資産総額に対し50%～80%程度とすることを基本とします。なお、実質株式組入比率を最大で-50%～100%の範囲内で機動的に調整する場合があります。また、株価指数先物取引の代わりに、信用取引による株式の売建てを利用して実質株式組入比率を調整する場合があります。
- e．外貨建資産については、為替相場の見通しに基づき為替ヘッジを機動的に行うことにより、為替変動リスクの低減を目指します。なお、為替ヘッジについては、各外貨建資産の通貨または当該通貨と連動性が高いと判断される通貨を利用した為替ヘッジを行う場合があります。
- f．市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行われないことがあります。
- g．運用指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の運用の指図に関する権限）を、フルトンに委託します。

《ファンドの特色》

- 1．主として中国大陸市場・香港市場・台湾市場に上場する株式に投資を行います。

）中国大陸市場・香港市場・台湾市場に上場する株式にそれぞれ1/3程度ずつ投資することを基本とします。

（注）米国など外国市場に上場している中国企業など、上記以外の市場に上場する株式や預託証券に投資する場合があります。また、上記の投資比率は今後変更される場合があります。

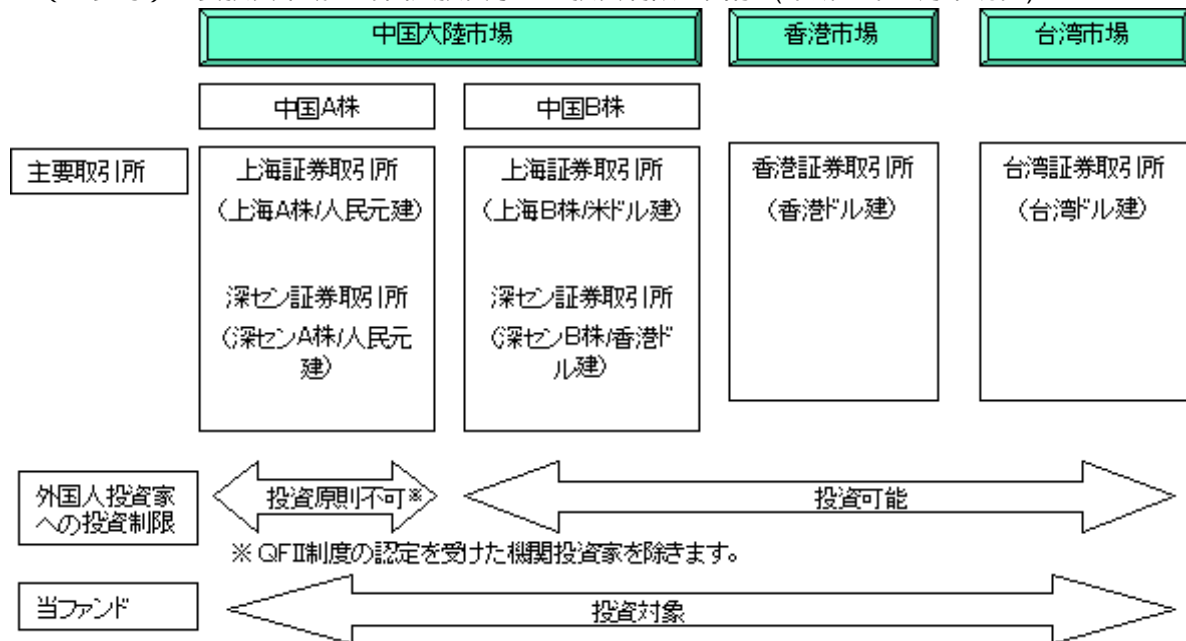
）中国大陸市場に上場する株式のうち、外国人投資家の取得が制限されている人民元建ての中国A株¹への投資は、株価連動証券²を通じて投資します。

1 中国国内（香港などを除きます。）投資家向けの市場に上場する株式のことをいい、銘柄数などは中国株式市場で大きなウェイトを占めます。

2 QFII 制度³の認定を受けた機関投資家がアレンジする、中国A株と同様の価格変動性・流動性を有する証券をいいます（以下「A株連動証券」といいます。）。A株連動証券は米ドル建てですが、人民元の為替レートの変動も価格に反映するため、人民元建証券に投資する場合と同様の投資効果になります。

3 適格国外機関投資家（Qualified Foreign Institutional Investors）に中国A株への投資を認める制度、
）株式およびA株連動証券への投資割合は、原則として高位を維持します。

（ご参考）主要投資市場と外国人投資家への投資制限の関係（平成21年9月末現在）



2. オルタナティブ投資¹により絶対収益²の獲得を目指します。

1 オルタナティブ投資とは、株式や債券を対象とした伝統的な運用に代わる投資を意味しており、様々な手法を用いたり、株式や債券以外の新たな資産への投資を行う運用手法の総称です。

2 絶対収益とは、市場全体の変動とは無関係に投資元本に対する収益をあげることを行います。

当ファンドでは、[ロング戦略：市場全体の値動きを上回る収益が見込まれる個別銘柄（A株連動証券を含みます。）の選択]と[ショート戦略：株価指数先物の売建て]を組み合わせる運用手法を用いたオルタナティブ投資により、絶対収益の獲得を目指します。

）各株式市場において、市場全体の値動きに対して超過収益が見込まれる銘柄（A株連動証券を含みます。）を買付けます。

）株価指数先物取引の売建てを利用することにより、実質株式組入比率（A株連動証券を含みます。）をファンドの純資産総額の50%～80%程度とすることを基本とし、各株式市場全体の値動きによる影響の軽減を図ります。

実質株式組入比率を最大でファンドの純資産総額の - 50%～100%の範囲内で機動的に調整する場合があります。

（当ファンドの基本投資戦略）

当ファンドの基本投資戦略

（イメージ図）



株式+A株連動証券の組入比率を100%とした場合のものであり、実際の運用における株価指数先物の組入比率とは異なる場合があります。

）外貨建資産については、機動的な為替ヘッジで為替変動リスクの低減を図ることにより、円ベースでの絶対収益の獲得を目指します。

A株連動証券が実質的にもつ、人民元の為替変動リスクについては、当面為替ヘッジをしない方針です。

3. フルトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド（フルトン）が運用を行います。運用指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の運用の指図に関する権限）を、フルトンに委託します。

また、委託会社はマネックス・オルタナティブ・インベストメンツ株式会社（MAI）から当ファンドの運用に関する助言を受けます。

フルトンの概要

2003年12月にタマセック・ホールディングス（以下「タマセック」と称する場合があります。）の100%出資により設立された、シンガポールを拠点とする資産運用会社です。フルトンのファンド運用チームは、1990年からフルトン設立までの間、タマセックの内部資金運用部門として資金運用を担当していました。フルトンでは、戦略的資産配分とアジア関連資産に焦点を当てながら、短期資金、グローバル株式、グローバル債券、グローバル為替運用に加え、絶対収益の獲得を目指すヘッジファンドのファンド・オブ・ファンズ等の運用を行っており、その資産運用手法は多岐にわたります。

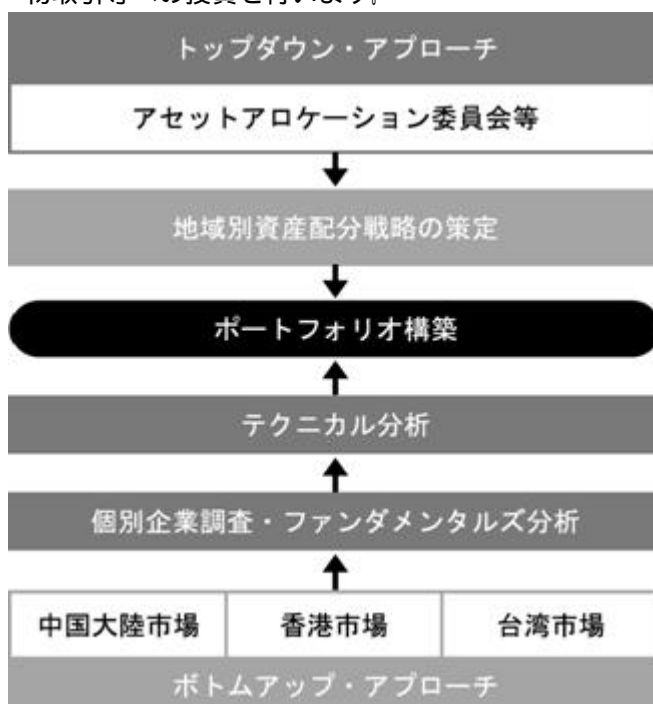
タマセック・ホールディングスは、1974年に設立されたシンガポールを拠点とする資産運用会社です。現在ではシンガポールを始め、アジア、OECD諸国にまたがる分散されたグローバルポートフォリオを運用しており、運用資産総額は、2009年3月末現在、約1,300億シンガポールドル（約8.4兆円）に及びます。

MAIの概要

MAIはマネックスグループ株式会社と、ヘッジファンド運用で実績を有する「あすかアセットマネジメントリミテッド」の共同出資により、2004年10月に設立されたオルタナティブ（代替的）投資に関する助言および投資運用業を行う投資顧問会社です。

ファンドの投資プロセス

1. 委託会社より当ファンドの信託財産の運用について、円の余資運用以外の運用の指図に関する権限の委託を受けたフルトンは、以下のプロセスのもと株式（株価連動証券を含みます。）および株価指数先物取引等への投資を行います。



a. トップダウン・アプローチでは、アセットアロケーション委員会において、世界の経済・株式・債券・為替市場見通しなどを分析するほか、週次、日次でも市場、個別銘柄などの議論を行います。また各種のテクニカル分析を行い、売買タイミングを確認した上で、最終的にはチーフファンドマネジャーが、株価指数先物取引を利用し、実質株式組入比率が基本として50%～80%程度となるよう地域別の資産配分を決定します。また為替については、外国為替予約などを活用し、適切な通貨配分を決定します。

b. ボトムアップ・アプローチでは、各地域の担当ファンドマネジャーが企業調査を行い、業界環境、経営陣の資質、業績動向、バリュエーションなどのファンダメンタルズ分析を行い、個別銘柄を選定します。さらに各種のテクニカル分析を行い、売買タイミングを確認した上で個別銘柄の組入れを行い、ポートフォリオのリスク水準などに留意しつつ、ファンドの商品性に基きポートフォリオを構築・管理します。

2. 円の余資運用にあたっては、委託会社が適宜、わが国の短期金融商品への投資を行い、効率的な資産運用に努めます。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第30条、第31条および第32条に定めるものに限り、)
- c. 金銭債権
- d. 約束手形(a. に掲げるものに該当するものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- a. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社(委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。)は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人が発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.～11.の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で21.の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.の証券または証書、12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものならびに14.の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、13.および14.の証券（投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

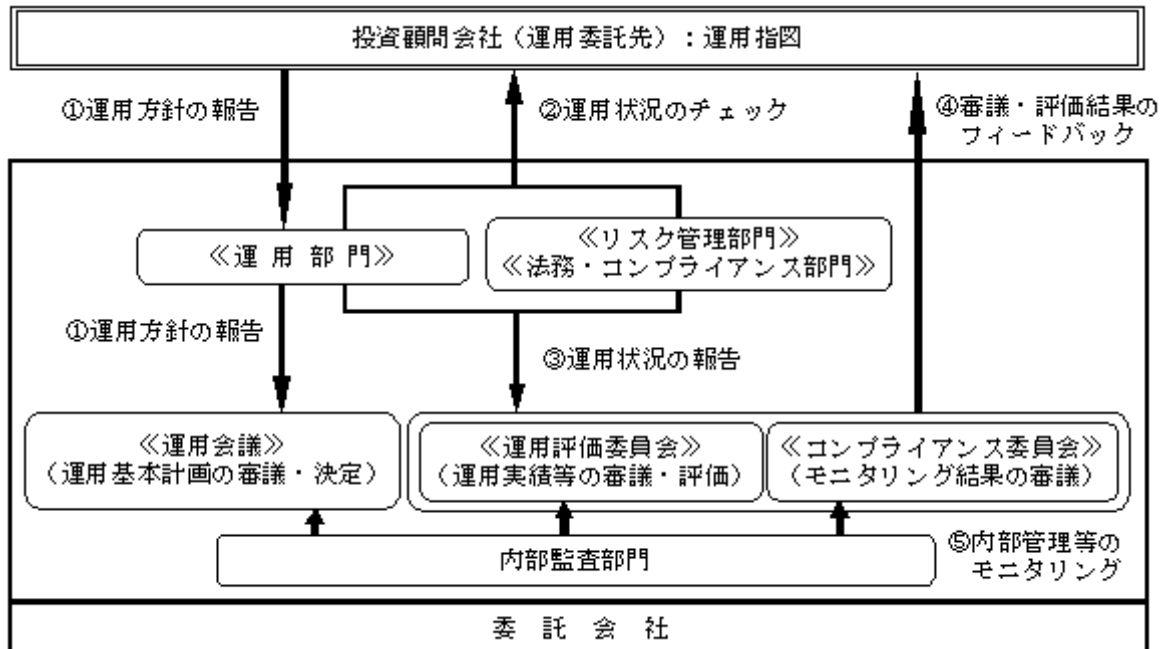
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

意思決定プロセス

委託会社は、当ファンドの信託財産の運用に関し、円の余資運用以外の運用の指図に関する権限をフルトン（投資顧問会社）に委託します。

なお、当ファンドにおける円の余資運用については、委託会社がかかる信託財産の運用管理を行います。

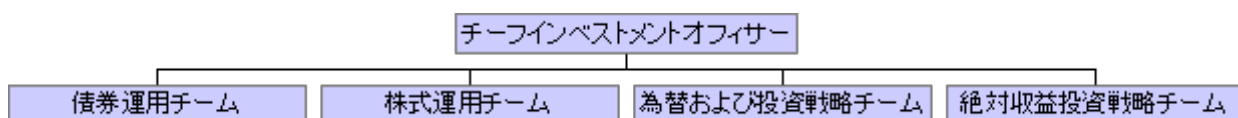


- フルトン（投資顧問会社）は、委託会社の運用部門を通じて、当ファンドの運用方針を「運用会議」（ファンドの運用に関する基本計画の審議・決定を行います。）にて定期的に報告します。
- 委託会社の運用部門、リスク管理部門および法務・コンプライアンス部門は、投資顧問会社（運用委託先）の運用状況についてチェックを行います。
- 運用部門、リスク管理部門および法務・コンプライアンス部門は、2.の結果を踏まえて「運用評価委員会」および「コンプライアンス委員会」に対して定期的に運用状況の報告を行います。
- 「運用評価委員会」は投資顧問会社（運用委託先）の運用リスク管理状況・運用実績について審議・評価を行い、また「コンプライアンス委員会」は法令・約款、運用ガイドラインなどの社内諸規則に照らした投資顧問会社（運用委託先）の運用内容のモニタリング結果を審議し、それらの結果を投資顧問会社（運用委託先）に対してフィードバックします。
- 以上の内部管理およびファンドに係る意思決定については、内部監査部門（平成21年9月末現在5名）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。
なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

[フルトンの運用体制]

委託会社から運用の指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の指図に関する権限）の委託を受け、信託財産の運用の指図を行うフルトンにより、株式、株価連動証券、株価指数先物取引等への投資が行われます。

フルトンでは、アセットアロケーション委員会などにより投資戦略を策定した後、債券運用チーム、株式運用チーム、為替および投資戦略チーム、絶対収益投資戦略チームにおいて、各種運用計画が策定されます。最終的にはチーフインベストメントオフィサーの承認をもって意思決定がなされます。



フルトンの内部管理およびファンドに係る意思決定については、親会社タマセック・ホールディングスの内部監査部門（平成21年6月末現在5名）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。

なお、上記の組織の体制等については、変更になることがあります。

関係法人に対する管理体制

当ファンドの関係法人である受託会社・投資顧問会社（運用委託先）に対して、委託会社は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリン

グを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認しています。

また投資顧問会社(運用委託先)に対しては、運用の外部委託管理に関する社内規程を設け、経営陣・運用担当者との面談を含めた、委託継続にかかる点検(デューデリジェンス)を定期的に行っています。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

年1回の毎決期末(原則として8月19日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
2. 分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。
2. 収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に対し、お支払いします。

(5) 【投資制限】

a. 約款で定める投資制限

株式、新株引受権証券および新株予約権証券(約款 運用の基本方針 運用方法(3) 投資制限、約款第22条、約款第26条および約款第27条)

1. 株式への投資割合には制限を設けません。
2. 委託会社は、取得時において同一銘柄の株式への投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
3. 委託会社は、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
4. 委託会社は、同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
5. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所(「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場(以下「取引所」といいます。))のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。なお、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

投資信託証券(約款第22条)

委託会社は、投資信託証券への投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

転換社債等(約款第28条)

委託会社は、同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

外貨建資産(約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限および約款第34条)

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約(約款第35条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

信用取引(約款第29条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前記1.の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲を超えないものとします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超える事となった場合には、委託会社は速やかに、その超えた額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

有価証券先物取引等(約款第30条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引(約款第31条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

4. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
5. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引(約款第32条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
5. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付(約款第33条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を以下の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前記1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

資金の借入れ(約款第42条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。

3．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

b．法令で定める投資制限

デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

デリバティブ取引は、あらかじめ定めた合理的な方法により算出した、金融商品市場における相場の変動等により発生し得る危険に対応する額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

同一の法人の発行する株式の取得割合（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

当ファンドは、株式や株価連動証券などの値動きのある証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資するとともに株価指数先物取引等を積極的に利用しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。また、投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。

株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場および投資先（株価連動証券を通じた場合を含みます。以下同じ。）となっている企業の株価が下落するリスクをいいます。当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当該企業の株価が大きく下落することや無くなることがあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

為替変動リスク

為替変動リスクとは、為替変動により外貨建資産の円換算価値が下落するリスクをいいます。当ファンドが行う外貨建資産への投資のうち、為替ヘッジが行われていない部分において、投資対象通貨と円との外国為替相場が円高となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

カントリーリスクとは、投資先となっている国の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合に、当該国における資産価値や当該国通貨の価値が下落するリスクをいいます。当ファンドの投資先となっている国がこうした状態に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

中国の証券市場への投資固有のリスク

中国の証券市場にかかる法令、制度などは制定されてから歴史が浅いこともあり、法令などに変更が行われる可能性は他の国と比較した場合、高いものと考えられます。中国の証券制度にかかる法令、制度などの変更が投資対象市場に悪影響を及ぼして当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合などには、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、税制、決済ルールの変更などにより税金や費用が新たに発生し、当ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却(または購入)しようとする際に、需要(または供給)がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが投資する株式等の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が下落するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。当ファンドが公社債への投資を行っている場合には、金利上昇は当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。また、金利変動により株式市場と公社債市場の間で資金シフトが起こる場合があります。その場合、金利変動の影響は株式市場にも及びます。

信用リスク

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品(コマーシャル・ペーパー等)の価格は下落します。また、当該発行体が企業の場合には、一般にその企業の株価が下落する要因となります。当ファンドが投資する株式の発行企業や、株式以外の運用で投資する公社債等の発行体および株価連動証券の発行体や連動の対象となる株式の発行企業がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

(2) リスク管理体制

運用の指図に関する権限の一部の委託を受けたフルトンおよび委託会社は、以下の体制によりリスク管理を行います。

フルトンでは、リスク管理/コンプライアンス部門が、リスク管理に携わっています。

リスク管理/コンプライアンス部門は、日々ベースで、当ファンドの保有銘柄の価格・流動性リスク、パフォーマンス分析ならびに運用目標からの乖離状況など、常時モニタリングを行い、必要があれば、運用部門に指示や対応策を伝えます。

みずほ投信投資顧問においては、フルトンからのコンプライアンス・レポート等により、ファンド全体のリスクに関する情報を管理し、かつリスク管理部門が、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、パフォーマンスの分析・評価を実施します。

また、法務・コンプライアンス部門が、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行います。

なお、これらのチェックの結果は経営に定期報告されるとともに、必要に応じてフルトンへの注意・勧告などを行います。

なお、MAIは、みずほ投信投資顧問との当ファンドに関する投資顧問契約に基づき、みずほ投信投資顧問がフルトンの運用管理態勢を監視するに際して、助言を行います。

上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料(受益権1口当たり)は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める率(以下「手数料率」といいます。)を乗じて得た額とし、平成21年11月19日現在における手数料率の上限は2.1%(税抜2%)です。なお、申込手数料には消費税等相当額が別途課せられます。

申込手数料については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会
は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時[半日営業日の場合は午前9時～正午]までとさせていただきます。（以下同じ。）

「分配金再投資コース」における収益分配金は、毎計算期間末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、以下の方法により計算した基本報酬額に、成功報酬額を加算して得た額とします。

1. 基本報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.89%（税抜1.8%）の率を乗じて得た額とします。

基本報酬額の配分については、以下の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
1.071%（税抜1.02%）	0.7665%（税抜0.73%）	0.0525%（税抜0.05%）

2. 成功報酬額は、計算期間におけるある営業日（以下「当該日」といいます。）において、当該日の前営業日（以下「当該前営業日」といいます。）における基準価額が、下記a. およびb. に規定するハイ・ウォーターマークを超過する場合には、当該超過額に100分の15の率を乗じて得た額に、当該前営業日における受益権総口数を乗じて得た額とします。なお、成功報酬額には消費税等相当額が課せられます。また、成功報酬額の配分は委託会社に限り適用します。

a. 上記2. に規定する当該前営業日のハイ・ウォーターマークは、当該前営業日の直前の営業日のハイ・ウォーターマークに対し、当該前営業日の属する月の前月のロンドンにおける最終銀行営業日の1ヵ月円LIBORに、年率5%の値を加算した値を当該前営業日の直前の営業日から当該前営業日までの期間に応じて日割りして乗じて得た額（小数点第7位切り捨てとします。）を、当該前営業日の直前の営業日のハイ・ウォーターマークに加算した価額とします。ただし、当該前営業日において成功報酬額を計上した場合、当該日の成功報酬額の計算に用いる当該前営業日の直前の営業日のハイ・ウォーターマークは、当該前営業日の直前の営業日の基準価額から当該前営業日に計上した1口当たりの成功報酬額（当該成功報酬にかかる消費税等相当額を含むものとし、小数点第5位切り捨てとします。）を控除した額とします。なお、信託契約締結日の翌営業日におけるハイ・ウォーターマークの計算においては、当該前営業日の直前の営業日のハイ・ウォーターマークとは、1口につき1円とし、1ヵ月円LIBORは、信託契約締結日の属する月の前月のロンドンにおける最終銀行営業日の1ヵ月円LIBORの値とします。

b. 当該前営業日が計算期間の末日の場合、当該日の成功報酬額の計算に用いる当該前営業日の直前の営業日のハイ・ウォーターマークは、前記a. において計算されるハイ・ウォーターマークから当該計算期間の末日に決定した収益分配額（1口当たりの額とします。）を控除した額とします。

c. 信託期間の終了前にこの信託契約を解約する場合、上記2. に規定する当該日は、この信託契約を解約する日として、成功報酬額を計算するものとします。

3. フルトンが受取る外部委託契約にかかる報酬の額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.60%の率を乗じて計算される金額と、上記2. により計算された金額の合計額

とし、当ファンドの信託報酬を支弁する際に委託会社が受ける報酬から支払われます。なお、委託会社の報酬には、MAIへの投資顧問報酬が含まれています。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額は、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、当該費用にかかる消費税等相当額とともに毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料および先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

受益者が当ファンドを解約する際には、信託財産留保額(解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%)をご負担いただきます。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個別元本について

1. 追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回に分けて取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
3. ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
4. 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については、下記「収益分配時における課税上の取扱いについて」を参照ください。)

収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、「普通分配金」と「特別分配金」は、以下のようになります。

1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1．個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率 による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。

なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用なし）や申告分離課税も選択できます。

一部解約時および償還時の差益（解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、10%（所得税7%および地方税3%）の税率 による申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

平成24年1月1日以降は、上記の10%の税率は、20%（所得税15%および地方税5%）になります。

一部解約時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託など、以下同じ。）の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

2．法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%、地方税は課せられません。）の税率 による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用できません。

平成24年1月1日以降は、上記の7%の税率は、15%（所得税15%、地方税は課せられません。）になります。

買取請求制による換金については、販売会社にお問い合わせください。

税法が改正された場合等には、上記「課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成21年10月2日現在）

資産の種類		国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	株式	台湾	1,038,967,829	36.73
		香港	415,299,865	14.68
		中国	355,222,269	12.55
	その他有価証券	ルクセンブルグ	383,672,035	13.56
		イギリス	333,954,240	11.80
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）		301,376,311	10.65
合計（純資産総額）			2,828,492,549	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。（以下同じ。）

（注2）小数点第3位切捨て、端数調整は行っておりません。（以下同じ。）

（注3）上記の国 / 地域は当該資産の発行体の国籍を示します。（以下同じ。）

（注4）上記のその他有価証券とは、中国A株市場に上場する株式を投資対象とする株価連動証券を指します。（以下同じ。）

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引（売建）	601,448,446	21.26

（注）株価指数先物取引の時価の算定方法については、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場により評価しております。

(2) 【投資資産】(平成21年10月2日現在)

【投資有価証券の主要銘柄】(評価額上位30銘柄)

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	通貨	数量 (株数)	帳簿価額 単 価 ()	帳簿価額 金 額 ()	評価額 単 価 ()	評価額 金 額 ()	評価額 金 額 (円)	投資 比率 (%)
1	UBS INDUSTRIAL BANK AND COMM P-NOTE-C	その他有価証券	イギリス		ドル	3,000,000	0.70	2,106,900.00	0.69	2,094,000.00	187,580,520	6.63
2	JPM-CW14 CHINA MERCHANTS BANK P-NOTE-C	その他有価証券	ルクセンブルグ		ドル	950,000	2.34	2,232,380.00	2.15	2,042,500.00	182,967,150	6.46
3	HON HAI PRECISION INDUSTRY	株式	台湾	テクノロジー・ハードウェア および機器	新台幣ドル	410,849	105.00	43,139,145.00	129.00	52,999,521.00	146,808,673	5.19
4	UBS CHINA CONSTRUCTION BANK P-NOTE-C	その他有価証券	イギリス		ドル	2,000,000	0.83	1,663,400.00	0.81	1,634,000.00	146,373,720	5.17
5	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	株式	台湾	半導体・半導体製造装置	新台幣ドル	740,397	57.60	42,646,867.20	65.00	48,125,805.00	133,308,479	4.71
6	WPG HOLDINGS CO LTD	株式	台湾	テクノロジー・ハードウェア および機器	新台幣ドル	880,038	39.80	35,025,512.40	46.10	40,569,751.80	112,378,212	3.97
7	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	株式	中国	保険	香港ドル	285,000	32.35	9,219,750.00	33.75	9,618,750.00	111,192,750	3.93
8	MEDIATEK INC	株式	台湾	半導体・半導体製造装置	新台幣ドル	72,144	473.00	34,124,112.00	536.00	38,669,184.00	107,113,639	3.78
9	SUN HUNG KAI PROPERTIES	株式	香港	不動産	香港ドル	78,000	107.70	8,400,600.00	114.40	8,923,200.00	103,152,192	3.64
10	JP MORGAN PING AN INSURANCE P-NOTE-C	その他有価証券	ルクセンブルグ		ドル	150,000	7.20	1,080,840.00	7.39	1,108,500.00	99,299,430	3.51
11	YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	株式	台湾	各種金融	新台幣ドル	1,315,000	20.90	27,483,500.00	24.70	32,480,500.00	89,970,985	3.18
12	CYNTEC CO LTD	株式	台湾	テクノロジー・ハードウェア および機器	新台幣ドル	453,920	59.00	26,781,280.00	68.80	31,229,696.00	86,506,257	3.05
13	IND & COMM BK OF CHINA-H	株式	中国	銀行	香港ドル	1,200,000	5.32	6,384,000.00	5.83	6,996,000.00	80,873,760	2.85
14	JPMORGAN CITIC SECURITI-A P-NOTE-C	その他有価証券	ルクセンブルグ		ドル	244,000	4.35	1,061,400.00	3.65	890,600.00	79,779,948	2.82
15	CHINA MOBILE LIMITED	株式	香港	電気通信サービス	香港ドル	84,000	84.20	7,072,800.00	75.50	6,342,000.00	73,313,520	2.59
16	HONGKONG ELECTRIC HOLDINGS	株式	香港	公益事業	香港ドル	140,000	43.00	6,020,000.00	42.60	5,964,000.00	68,943,840	2.43
17	UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	株式	台湾	食品・飲料・タバコ	新台幣ドル	661,008	31.85	21,053,104.80	37.20	24,589,497.60	68,112,907	2.40
18	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	株式	中国	エネルギー	香港ドル	844,000	6.57	5,545,080.00	6.60	5,570,400.00	64,393,824	2.27
19	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	株式	香港	銀行	香港ドル	300,000	14.92	4,476,000.00	17.00	5,100,000.00	58,956,000	2.08
20	TAIWAN CEMENT	株式	台湾	素材	新台幣ドル	549,440	35.40	19,450,176.00	37.20	20,439,168.00	56,616,495	2.00
21	POLARIS SECURITIES CO LTD	株式	台湾	各種金融	新台幣ドル	1,041,909	17.60	18,337,598.40	19.25	20,056,748.25	55,557,192	1.96
22	HANG SENG BANK LTD	株式	香港	銀行	香港ドル	36,500	114.50	4,179,250.00	111.60	4,073,400.00	47,088,504	1.66
23	CHINA STEEL CORP	株式	台湾	素材	新台幣ドル	531,527	30.70	16,317,878.90	30.25	16,078,691.75	44,537,976	1.57
24	FAR EASTERN TEXTILE	株式	台湾	資本財	新台幣ドル	405,756	34.50	14,002,560.00	38.85	15,763,620.60	43,665,229	1.54
25	CATHAY FINANCIAL HOLDINGS	株式	台湾	保険	新台幣ドル	274,050	47.70	13,072,185.00	54.90	15,045,345.00	41,675,605	1.47

26	JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	株式	中国	運輸	香港ドル	500,000	6.00	3,000,000.00	6.35	3,175,000.00	36,703,000	1.29
27	CHINA TELECOM CORP LTD-H	株式	中国	電気通信サービス	香港ドル	826,000	3.84	3,171,840.00	3.67	3,031,420.00	35,043,215	1.23
28	CNOOC LTD	株式	香港	エネルギー	香港ドル	240,000	10.24	2,457,600.00	10.44	2,505,600.00	28,964,736	1.02
29	HUTCHISON WHAMPOA LTD	株式	香港	資本財	香港ドル	44,000	56.10	2,468,400.00	55.85	2,457,400.00	28,407,544	1.00
30	ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	株式	中国	素材	香港ドル	307,500	6.57	2,020,275.00	7.60	2,337,000.00	27,015,720	0.95

(注) 各通貨表示

[次へ](#)

投資有価証券の種類別及び業種別投資比率

国内 / 外国	種類	業種	投資比率(%)
外国	株式	エネルギー	3.30
		素材	4.53
		資本財	2.54
		運輸	1.29
		耐久消費財・アパレル	0.45
		食品・飲料・タバコ	2.40
		銀行	6.60
		各種金融	5.14
		保険	5.40
		不動産	3.87
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	13.62
		電気通信サービス	3.83
		公益事業	2.43
		半導体・半導体製造装置	8.50
	その他有価証券		25.37
合計			89.34

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

種類	取引所等	資産名	建別	数量	簿価金額 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	シンガポール取引所	MSCI TW 0910	売建	104	249,464,963	256,571,452	9.07
	香港先物取引所	HANGSEN 0910	売建	15	181,092,370	181,159,650	6.40
	香港先物取引所	H-SHARE 0910	売建	24	165,001,440	163,717,344	5.78

(注) 時価の算定方法

計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場により評価しております。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年10月2日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
1期	平成19年8月20日	6,193	6,369	1.4114	1.4514
2期	平成20年8月19日	3,644	3,756	1.2969	1.3369
3期	平成21年8月19日	2,831	2,893	1.1385	1.1635
	平成20年10月末日	2,325		0.9383	
	平成20年11月末日	2,285		0.9279	
	平成20年12月末日	2,212		0.9025	
	平成21年1月末日	2,076		0.8471	
	平成21年2月末日	2,259		0.9145	
	平成21年3月末日	2,425		0.9779	
	平成21年4月末日	2,557		1.0254	
	平成21年5月末日	2,752		1.1088	
	平成21年6月末日	2,790		1.1304	
	平成21年7月末日	3,070		1.2336	
	平成21年8月末日	2,781		1.1003	
	平成21年9月末日	2,822		1.1154	
	平成21年10月2日	2,828		1.1175	

(注) 表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
1期	0.0400
2期	0.0400
3期	0.0250

【収益率の推移】

期	収益率（％）
1期	45.14
2期	5.28
3期	10.29

（注1）収益率は期間騰落率。

（注2）小数点第3位四捨五入。

第二部 【ファンドの詳細情報】

第1 【ファンドの沿革】

平成18年8月10日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
平成19年1月4日 投資信託振替制度へ移行

第2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドのお申込みは、委託会社および販売会社の営業日の午後3時（金融商品取引所（証券取引所）が半日取引日の場合は午前11時）までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。ただし、取得申込日が、香港証券取引所、上海証券取引所、深セン証券取引所、台湾証券取引所およびシンガポール証券取引所のいずれかの取引所の休業日にあたる場合には、お申込みの受付はいたしません。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、
- (3) お申込みには、収益分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における取扱いは「分配金再投資コース」のみとなっております。
- (4) 申込単位は、販売会社が委託会社の承認を得て別に定める単位とします。申込単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時[半日営業日の場合は午前9時～正午]までとさせていただきます。（以下同じ。）

- (5) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (6) 販売会社において金額買付（申込単位が金額にて表示されている場合）によるお申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は申込代金の中から差し引かれます。
- (7) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (8) 証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

2 【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し1口単位をもって解約を請求することができます。
- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口

数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、振替受益権をもって行うものとします。

- (3) 解約請求の受付けについては、委託会社および販売会社の営業日の午後3時（金融商品取引所（証券取引所）が半日取引日の場合は午前11時）までに、解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。ただし、解約請求受付日が、香港証券取引所、上海証券取引所、深セン証券取引所、台湾証券取引所およびシンガポール証券取引所のいずれかの取引所の休業日にあたる場合には、解約申込みの受付はいたしません。
- (4) 解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額（「解約価額」といいます。）とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する受益者と保有を継続する受益者との公平を確保するために、換金する受益者が負担する金額で、信託財産に組入れられます。

照会先の名称	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	0120-324-431

- (5) 解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
- (7) 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が(3)に規定する一部解約の請求を受付けない日である場合には、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

< 主な投資対象資産の時価評価方法の原則 >

- 株 式：計算日における取引所の最終相場（終値）
 - 上場先物取引等：計算日における主たる取引所が発表する清算値段または最終相場（終値）
 - 外貨建資産の円換算：計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
 - 外国為替予約の円換算：計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値
- 外国で取引されているものについては、計算日の直近の日とします。

当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。）に計算され、翌日の日本経済新聞（当該新聞上では「オープン基準価格」面の委託会社名〔みずほ〕欄において、「チャイナ」の略称にて記載されています。）に掲載されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成18年8月10日から無期限とします。

(4) 【計算期間】

原則として毎年8月20日から翌年8月19日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、平成18年8月10日から平成19年8月19日までとします。

上記の規定にかかわらず、計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとしてとします。

(5) 【その他】

信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

1. 委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回るようになる場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
 - a. この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - b. 前記a.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
 - c. 前記b.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託契約の解約をしません。
 - d. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - e. 前記b.からd.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記b.の一定の期間が一ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
 - f. 前記1.に定める信託契約の解約を行う場合において、前記b.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
2. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
4. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

1. 委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記2.に定める変更を行う場合において、前記3.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
7. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

関係法人等との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

1. 委託会社と投資顧問会社であるフルトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドとの間の外部委託契約の契約期間は、当ファンドの信託契約と同一です。ただし、外部委託契約のいずれの当事者も、90日前の通知をもって当該契約を解約できます。なお、当該契約は日本法を準拠法とします。
2. 委託会社と投資顧問会社であるマネックス・オルタナティブ・インベストメンツ株式会社との間の投資顧問契約の契約期間は、当ファンドの信託契約の期間と同一です。ただし、委託会社は、投資顧問会社に対する1ヵ月前の通知をもって当該契約を解約できます。
3. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則2年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
4. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、計算期間の終了毎に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。「運用報告書」は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。

2 【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求することができます。ただし、受益者が

収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。なお、「分配金再投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金に対する請求権

受益者は、信託約款の規定および本書の記載にしたがって、持ち分に応じて償還金を請求することができます。ただし、受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。償還金の支払いは原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに販売会社において開始されます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、第2期計算期間(平成19年8月21日から平成20年8月19日まで)及び、第3期計算期間(平成20年8月20日から平成21年8月19日まで)について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号(以下「財務諸表等規則」という。))ならびに同規則第2条の2により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号(以下「投資信託財産計算規則」という。))に基づいて作成しております。

財務諸表等規則は平成20年8月7日付内閣府令第50号により、投資信託財産計算規則は平成21年6月24日付内閣府令第35号によりそれぞれ改正されておりますが、第2期計算期間(平成19年8月21日から平成20年8月19日まで)及び、第3期計算期間(平成20年8月20日から平成21年8月19日まで)は、内閣府令第50号附則第2条第1項第1号及び内閣府令第35号附則第16条第2項により改正前の財務諸表等規則及び投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間(平成19年8月21日から平成20年8月19日まで)及び、第3期計算期間(平成20年8月20日から平成21年8月19日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

マネックス・フルトン・チャイナ・フォーカス

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 (平成20年8月19日現在)	第3期 (平成21年8月19日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	230,972,882	329,412,930
コール・ローン	207,420,738	154,567,004
株式	2,272,750,190	1,808,428,630
其他有価証券	739,729,243	535,128,936
派生商品評価勘定	82,977,664	17,359,940
未収配当金	20,634,832	8,647,004
未収利息	2,718	327
前払金	165,134,701	33,400,287
差入委託証拠金	116,507,414	41,877,485
流動資産合計	3,836,130,382	2,928,822,543
資産合計	3,836,130,382	2,928,822,543
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	27,186,426	7,772,565
未払金	706,998	430,836
未払収益分配金	107,486,596	61,225,919
未払解約金	15,356,168	2,569,218
未払受託者報酬	1,141,542	692,892
未払委託者報酬	39,954,049	24,251,276
其他未払費用	114,087	69,225
流動負債合計	191,945,866	97,011,931
負債合計	191,945,866	97,011,931
純資産の部		
元本等		
元本	2,809,932,183	2,487,360,286
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	834,252,333	344,450,326
元本等合計	3,644,184,516	2,831,810,612
純資産合計	3,644,184,516	2,831,810,612
負債純資産合計	3,836,130,382	2,928,822,543

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第2期 (自 平成19年 8月21日 至 平成20年 8月19日)	第3期 (自 平成20年 8月20日 至 平成21年 8月19日)
営業収益		
受取配当金	98,803,360	61,157,488
配当株式	9,710,977	6,295,478
受取利息	4,698,098	455,405
有価証券売買等損益	11,809,291	17,794,917
派生商品取引等損益	216,007,225	33,689,244
為替差損益	207,564,451	433,931,555
その他収益	1,701,703	3,906,965
営業収益合計	135,166,203	346,221,892
営業費用		
受託者報酬	2,818,500	1,368,517
委託者報酬	217,122,579	47,897,923
その他費用	7,269,253	4,418,080
営業費用合計	227,210,332	53,684,520
営業利益又は営業損失()	92,044,129	399,906,412
経常利益又は経常損失()	92,044,129	399,906,412
当期純利益又は当期純損失()	92,044,129	399,906,412
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	201,227,186	124,751,246
期首剰余金又は期首欠損金()	1,805,509,411	834,252,333
剰余金増加額又は欠損金減少額	440,022,305	42,075,585
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	440,022,305	42,075,585
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,010,521,472	195,496,507
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,010,521,472	195,496,507
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	107,486,596	61,225,919
期末剰余金又は期末欠損金()	834,252,333	344,450,326

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 2 期 (自 平成19年8月21日 至 平成20年8月19日)	第 3 期 (自 平成20年8月20日 至 平成21年8月19日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式・其他有価証券 1 個別法により時価に基づいて評価しております。 (1信託約款第22条16号に基づく、中国A株市場を対象とする株価連動証券を記載しております。)	株式・其他有価証券 1 同左
2 派生商品等の評価基準及び評価方法	先物取引・為替予約取引 個別法により時価に基づいて評価しております。	先物取引・為替予約取引 同左
3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は計算期間末日に残高がある場合、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
4 収益・費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 配当株式 配当株式は原則として、株式の配当落ち日において、その数量に相当する発行価額を計上しております。 有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。	受取配当金 同左 配当株式 同左 有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替差損益 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	期別	第 2 期 (平成20年8月19日現在)	第 3 期 (平成21年8月19日現在)
1 計算期間末日の受益権総口数		2,809,932,183口	2,487,360,286口
2 期末1口当たりの純資産の額 (期末1万口当たりの純資産の額)		1.2969 円 (12,969 円)	1.1385 円 (11,385 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 2 期 (自 平成19年8月21日 至 平成20年8月19日)		第 3 期 (自 平成20年8月20日 至 平成21年8月19日)	
	(単位:円)		(単位:円)
1 信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	145,055,332	1 信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	15,626,811
2 分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(554,455,837円)、分配準備積立金(387,283,092円)より、分配対象収益は941,738,929円(1万口当たり3,351円)であり、うち112,397,287円(1万口当たり400円)を分配金額としております。		2 分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益(16,877,351円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(171,529,579円)、分配準備積立金(217,269,315円)より、分配対象収益は405,676,245円(1万口当たり1,630円)であり、うち62,184,007円(1万口当たり250円)を分配金額としております。	
配当等収益	0	配当等収益	16,877,351
有価証券売買等損益	0	有価証券売買等損益	0
収益調整金	554,455,837	収益調整金	171,529,579
分配準備積立金	387,283,092	分配準備積立金	217,269,315
分配可能額	941,738,929	分配可能額	405,676,245
収益分配額 (外国所得税額4,910,691円控除前)	112,397,287	収益分配額 (外国所得税額958,088円控除前)	62,184,007

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項 目	期別	第 2 期 (平成20年8月19日現在)	第 3 期 (平成21年8月19日現在)
1 期首元本額		4,388,269,617 円	2,809,932,183 円
期中追加設定元本額		773,851,435 円	353,254,398 円
期中一部解約元本額		2,352,188,869 円	675,826,295 円

有価証券関係

売買目的有価証券

第 2 期 (自 平成19年8月21日 至 平成20年8月19日)

種類	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた 評価差額 (円)
株式	2,272,750,190	293,301,893
その他有価証券	739,729,243	104,754,186

合計	3,012,479,433	398,056,079
----	---------------	-------------

第 3 期（自 平成20年8月20日 至 平成21年8月19日）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
株式	1,808,428,630	14,995,525
その他有価証券	535,128,936	78,073,792
合計	2,343,557,566	93,069,317

デリバティブ取引等関係

取引の状況に関する事項

項目	第 2 期 （自 平成19年8月21日 至 平成20年8月19日）	第 3 期 （自 平成20年8月20日 至 平成21年8月19日）
1 取引の内容	外国為替予約取引および有価証券先物取引等を利用しております。	同左
2 取引に対する取組方針	外国為替予約取引は為替相場の見通しに基づき機動的に行うことにより為替変動リスクの低減を目指します。 また、有価証券先物取引は、原則として株価指数先物取引を積極的に利用することにより、株式と株価指数先物取引の合計の割合が信託財産の純資産総額に対し50%～80%程度とすることを基本とします。	同左
3 取引の利用目的	外国為替予約取引および有価証券先物取引は、為替変動リスクの低減を目指すこと、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資する目的で行っております。	同左
4 取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引は市場リスクを有していますが、一定の範囲内で取引を行うとともに、一部は信託財産に属する資産の市場リスクと相殺する関係にあるため、デリバティブ取引に係るリスクは限定的であると認識しております。また、取引の相手先は優良な取引先のみで行っており、信用リスクは低いと認識しております。	同左
5 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引については、運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。	同左

取引の時価等に関する事項

（株式関連）

第 2 期（自 平成19年8月21日 至 平成20年8月19日）

第 2 期（平成20年8月19日 現在）

種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超		
市場取引 株価指数先物取引 売建				
MSCI TAIWAN	501,901,968		510,415,194	8,513,226
HANG SENG	369,112,832		338,396,608	30,716,224
H-SHARES IDX	430,441,088		378,179,648	52,261,440
小計	1,301,455,888		1,226,991,450	74,464,438
合計	1,301,455,888		1,226,991,450	74,464,438

第3期（自平成20年8月20日至平成21年8月19日）

種類	第3期（平成21年8月19日現在）		時価 (円)	評価損益 (円)
	契約額等(円)			
		うち1年超		
市場取引 株価指数先物取引 売建				
MSCI TW 0908	252,656,560		243,985,040	8,671,520
HANGSEN 0908	184,757,235		185,316,300	559,065
H-SHARE 0908	133,845,660		125,157,240	8,688,420
小計	571,259,455		554,458,580	16,800,875
合計	571,259,455		554,458,580	16,800,875

（注）時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場により評価しております。

（通貨関連）

第2期（自平成19年8月21日至平成20年8月19日）

種類	第2期（平成20年8月19日現在）		時価 (円)	評価損益 (円)
	契約額等(円)			
		うち1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建				
香港・ドル	711,406,800		730,080,000	18,673,200
小計	711,406,800		730,080,000	18,673,200
合計	711,406,800		730,080,000	18,673,200

第3期（自平成20年8月20日至平成21年8月19日）

種類	第3期（平成21年8月19日現在）		時価 (円)	評価損益 (円)
	契約額等(円)			
		うち1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建				
香港・ドル	249,406,500		256,620,000	7,213,500
小計	249,406,500		256,620,000	7,213,500

合 計	249,406,500	256,620,000	7,213,500
-----	-------------	-------------	-----------

(注) 時価の算定方法

- (1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
 - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

有価証券明細表

マネックス・フルトン・チャイナ・フォーカス

(平成21年8月19日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
新台幣・ドル	CATHAY FINANCIAL HOLDINGS	274,050	47.70	13,072,185.00	
	CHINA STEEL CORP	509,614	30.70	15,645,149.80	
	CHINA STEEL CORP (NEW)	21,913	30.70	672,729.10	
	CYNTEC CO LTD	442,853	59.00	26,128,327.00	
	CYNTEC CO LTD (NEW)	11,067	59.00	652,953.00	
	FAR EASTERN TEXTILE	397,800	35.00	13,923,000.00	
	HON HAI PRECISION INDUSTRY	410,849	105.00	43,139,145.00	
	HTC CORP	14,500	334.00	4,843,000.00	
	HTC CORP(NEW)	725	334.00	242,150.00	
	LARGAN PRECISION	10,880	391.00	4,254,080.00	
	LARGAN PRECISION CO LTD(NEW)	217	391.00	84,847.00	
	MEDIATEK INC	72,000	473.00	34,056,000.00	
	MEDIATEK INC(NEW)	144	473.00	68,112.00	
	PARAGON TECHNOLOGIES CO LTD	4,402	89.50	393,979.00	
	POLARIS SECURITIES CO LTD	1,041,909	17.60	18,337,598.40	
	TAIWAN CEMENT	549,440	35.40	19,450,176.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	740,397	57.60	42,646,867.20	
	UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	633,150	31.85	20,165,827.50	
	UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO (NEW)	27,858	31.85	887,277.30	
	WISTRON CORP	131,000	54.50	7,139,500.00	
WISTRON CORP (NEW)	12,874	54.50	701,633.00		
WPG HOLDINGS CO LTD	880,038	39.80	35,025,512.40		
YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	1,315,000	20.90	27,483,500.00		
新台幣・ドル	小計	7,502,680		329,013,548.70	
	銘柄数	23		(947,559,020)	
	組入時価比率	33.5%		52.4%	

香港・ドル	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	300,000	14.92	4,476,000.00	
	CHINA COMMUNICATIONS CONST-H	288,000	9.25	2,664,000.00	
	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	285,000	32.35	9,219,750.00	
	CHINA MOBILE LIMITED	124,000	84.20	10,440,800.00	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	844,000	6.57	5,545,080.00	
	CHINA TELECOM CORP LTD-H	826,000	3.84	3,171,840.00	
	CNOOC LTD	240,000	10.24	2,457,600.00	
	HANG SENG BANK LTD	36,500	114.50	4,179,250.00	
	HONGKONG ELECTRIC HOLDINGS	140,000	43.00	6,020,000.00	
	HUTCHISON WHAMPOA LTD	44,000	56.10	2,468,400.00	
	IND & COMM BK OF CHINA-H	1,200,000	5.32	6,384,000.00	
	JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	500,000	6.00	3,000,000.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	78,000	107.70	8,400,600.00	
ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	307,500	6.57	2,020,275.00		
香港・ドル	小計	5,213,000		70,447,595.00	
	銘柄数	14		(860,869,610)	
	組入時価比率	30.4%		47.6%	
合計		12,715,680		1,808,428,630 (1,808,428,630)	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(2) 株式以外の有価証券

有価証券明細表

マネックス・フルトン・チャイナ・フォーカス

(平成21年8月19日現在)

通貨	銘柄	口数	評価額		備考
			単価	金額	
その他有価証券					
アメリカ・ドル	CITI KWEICHOW MOUTAI P-NOTE-C	10,000	21.97	219,710.00	
	JPM-CW14 CHINA MERCHANTS BANK P-NOTE-C	650,000	2.35	1,527,500.00	
	JPMORGAN CITIC SECURITI-A P-NOTE-C	544,000	4.35	2,370,588.80	
	UBS CHINA CONSTRUCTION BANK P-NOTE-C	1,000,000	0.83	834,000.00	
	UBS INDUSTRIAL BANK AND COMM P-NOTE-C	1,000,000	0.69	696,000.00	
アメリカ・ドル	小計	3,204,000		5,647,798.80	
	銘柄数	5		(535,128,936)	
	組入時価比率	18.9%		100.0%	
その他有価証券 合計		3,204,000		535,128,936 (535,128,936)	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入 其他有価証券 時価比率	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	其他有価証券	5	100.0%		22.8%
香港・ドル	株式	14	100.0%		36.7%
新台湾・ドル	株式	23	100.0%		40.5%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「デリバティブ取引等関係」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成21年10月2日現在）

資産総額（円）	2,850,219,004
負債総額（円）	21,726,455
純資産総額（ - ）（円）	2,828,492,549
発行済口数（口）	2,530,990,854
1口当たり純資産額（ / ）（円）	1.1175

第5 【設定及び解約の実績】

下記決算期中の設定及び解約の実績及び当該決算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
1期	8,010,940,589	3,622,670,972	4,388,269,617
2期	773,851,435	2,352,188,869	2,809,932,183
3期	353,254,398	675,826,295	2,487,360,286

（注）第1期の設定口数には当初自己設定の口数を含みます。

第三部 【特別情報】

第1 【委託会社等の概況】

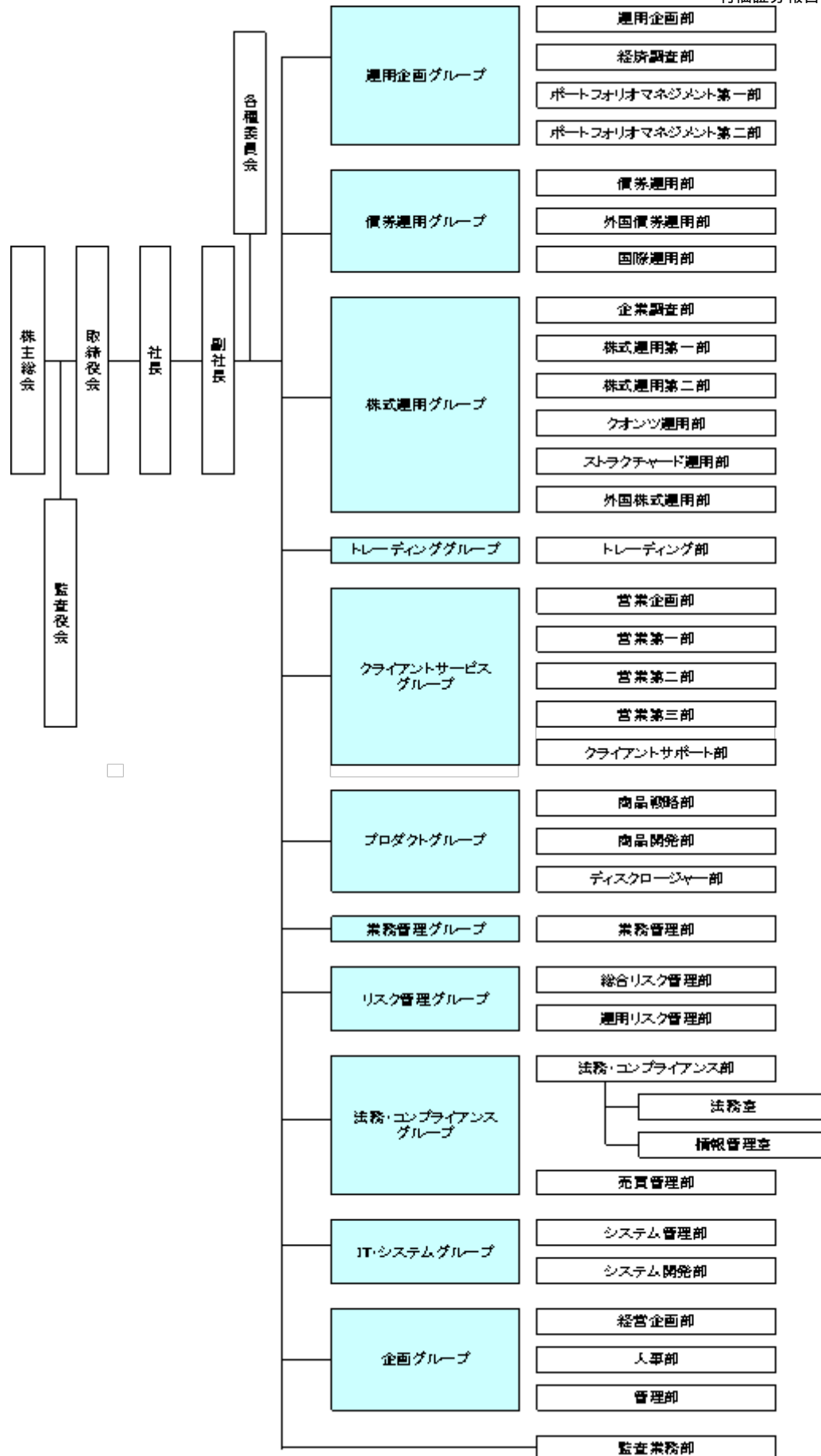
1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成21年10月31日現在	資本金	20億4,560万円
	発行する株式の総数	200万株
	発行済株式の総数	1,052,070株

(2) 会社の機構(平成21年10月31日現在)

会社の組織図



運用の基本プロセス

- 1 運用に関する会議および委員会
 - a 運用の基本計画決定に関する会議

各運用グループ長または運用各部の部長が原則月1回開催する運用会議で、各ファンドの運用に関する基本計画を決定します。

b 運用実績の評価、モニタリングに関する委員会

リスク管理グループ長を委員長として月次で開催される運用評価委員会で運用実績の審議・評価を行います。

また、法務・コンプライアンスグループ長を委員長として原則3ヵ月に1回開催されるコンプライアンス委員会で、法令・約款、運用ガイドラインなど社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果を審議します。

2 運用の流れ

a ファンドの運用に関する基本計画の決定

各運用会議は、運用担当者が作成する資産配分、各資産内での主要投資対象等に関するファンドごとの月次の運用に関する基本計画の原案を審議し決定します。

b ファンドの具体的な運用計画の作成

運用担当者は、運用に関する基本計画にそって具体的な売買予定銘柄、数量等の月次の売買計画を作成します。

c 売買の実行指図

運用担当者は、売買計画に基づいて日々の売買の実行を指図します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者であるみずほ投信投資顧問株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投信委託会社として、投資信託の設定および運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成21年10月2日現在、当社の投資信託は以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額(円)
追加型公社債投資信託	16	290,863,677,061
追加型株式投資信託	192	1,406,134,260,883
追加型金銭信託受益権投資信託	12	20,838,244,097
単位型株式投資信託	66	194,916,420,468
合計	286	1,912,752,602,509

3 【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表については新日本監査法人により監査を受け、また、当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表については新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金	625	330
預金	7,065,880	12,944,930
有価証券	11,992,744	699,650
前払費用	105,790	95,060
未収入金	5,454	107,717
未収委託者報酬	2,310,464	1,541,471
未収運用受託報酬	491,894	463,544
繰延税金資産	221,401	170,033
その他流動資産	153,475	168,518
貸倒引当金	1,401	1,002
流動資産合計	22,346,330	16,190,255
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	299,699	262,456
工具、器具及び備品（純額）	202,763	168,704
リース資産（純額）	-	17,252
有形固定資産合計	1 502,463	1 448,414
無形固定資産		
電話加入権	12,747	12,747
ソフトウェア	20,840	9,688
その他無形固定資産	477	404
無形固定資産合計	1 34,064	1 22,840
投資その他の資産		
投資有価証券	2 2,649,681	7,337,632
長期差入保証金	578,457	577,850
会員権	19,500	19,500

繰延税金資産	117,433	241,963
その他	4,200	12,646
投資その他の資産合計	3,369,271	8,189,593
固定資産合計	3,905,799	8,660,848
資産合計	26,252,129	24,851,103
負債の部		
流動負債		
預り金	25,271	310,663
リース債務	-	8,154
未払金		
未払収益分配金	2,498	1,211
未払償還金	82,809	59,604
未払手数料	1,000,605	653,229
その他未払金	25,942	18,206
未払金合計	1,111,857	732,252
未払費用	1,294,253	975,985
未払法人税等	622,172	416
未払消費税等	136,087	-
賞与引当金	330,000	357,300
流動負債合計	3,519,641	2,384,772
固定負債		
リース債務	-	22,465
長期未払金	14,667	7,965
退職給付引当金	78,809	-
役員退職慰労引当金	71,728	86,774
その他固定負債	-	5,355
固定負債合計	165,204	122,560
負債合計	3,684,845	2,507,332
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金	104,600	104,600
退職慰労積立金	100,000	100,000
別途積立金	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金	5,677,723	5,550,806
利益剰余金合計	15,810,907	15,683,990
株主資本合計	22,572,982	22,446,065
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,698	102,294
評価・換算差額等合計	5,698	102,294

純資産合計	22,567,284	22,343,771
負債純資産合計	26,252,129	24,851,103

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	19,457,777	16,239,947
運用受託報酬	2,416,074	2,382,150
その他営業収益	990	-
営業収益合計	21,874,842	18,622,097
営業費用		
支払手数料	8,694,634	7,324,723
広告宣伝費	506,498	403,189
公告費	4,648	333
調査費		
調査費	674,590	752,457
委託調査費	4,020,211	3,325,622
図書費	7,947	11,105
調査費合計	4,702,750	4,089,185
委託計算費	238,758	175,717
営業雑経費		
通信費	70,397	66,046
印刷費	241,701	258,312
協会費	15,284	18,680
諸会費	3,122	2,786
その他	71,874	87,262
営業雑経費合計	402,381	433,087
営業費用合計	14,549,671	12,426,237
一般管理費		
給料		
役員報酬	117,432	138,599
給料手当	1,887,640	2,232,878
賞与	324,158	363,519
給料合計	2,329,231	2,734,996
交際費	775	1,351
旅費交通費	114,064	111,430
租税公課	99,402	53,660
不動産賃借料	471,669	512,167
退職給付費用	108,459	119,728
福利厚生費	297,547	361,478
貸倒引当金繰入	383	-
賞与引当金繰入	300,575	357,300
役員退職慰労引当金繰入	32,114	21,351
固定資産減価償却費	115,621	126,603
諸経費	417,678	422,564
一般管理費合計	4,287,523	4,822,632

営業利益	3,037,647	1,373,227
営業外収益		
受取配当金	20,969	16,524
有価証券利息	43,685	49,988
受取利息	18,805	20,577
有価証券償還益	601,092	-
時効到来償還金等	77,733	17,667
雑収入	31,780	8,325
営業外収益合計	794,067	113,083
営業外費用		
時効到来償還金等払戻損	2,632	48,628
有価証券解約損	20,510	6,915
ヘッジ会計に係る損失	-	9,357
雑損失	4,527	12,493
営業外費用合計	27,670	77,395
経常利益	3,804,044	1,408,915
特別利益		
投資有価証券売却益	-	3,436
特別利益合計	-	3,436
特別損失		
減損損失	1 80,910	-
合併関連費用	836,999	-
ゴルフ会員権評価損	4,000	-
システム統合費用	-	201,974
リース会計基準適用に伴う影響額	-	14,726
保養所処分損	-	3,353
投資有価証券評価損	-	529
特別損失合計	921,909	220,583
税引前当期純利益	2,882,134	1,191,768
法人税、住民税及び事業税	1,171,403	466,036
法人税等調整額	10,164	6,892
法人税等合計	1,161,239	459,144
当期純利益	1,720,894	732,624

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,045,600	2,045,600
当期末残高	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	2,266,400	2,266,400
当期末残高	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金		
前期末残高	-	2,450,074

当期変動額		
合併による増加	2,450,074	-
当期変動額合計	2,450,074	-
当期末残高	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計		
前期末残高	2,266,400	4,716,474
当期変動額		
合併による増加	2,450,074	-
当期変動額合計	2,450,074	-
当期末残高	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	128,584	128,584
当期末残高	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
前期末残高	104,600	104,600
当期末残高	104,600	104,600
退職慰労積立金		
前期末残高	100,000	100,000
当期末残高	100,000	100,000
別途積立金		
前期末残高	9,800,000	9,800,000
当期末残高	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	4,463,878	5,677,723
当期変動額		
剰余金の配当	507,049	859,541
当期純利益	1,720,894	732,624
当期変動額合計	1,213,845	126,917
当期末残高	5,677,723	5,550,806
利益剰余金合計		
前期末残高	14,597,062	15,810,907
当期変動額		
剰余金の配当	507,049	859,541
当期純利益	1,720,894	732,624
当期変動額合計	1,213,845	126,917
当期末残高	15,810,907	15,683,990
自己株式		
前期末残高	720,201	-
当期変動額		
自己株式の処分	720,201	-
当期変動額合計	720,201	-
当期末残高	-	-
株主資本合計		
前期末残高	18,188,861	22,572,982
当期変動額		
合併による増加	2,450,074	-
剰余金の配当	507,049	859,541
当期純利益	1,720,894	732,624
自己株式の処分	720,201	-

当期変動額合計	4,384,121	126,917
当期末残高	22,572,982	22,446,065
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	440,940	5,698
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	446,639	96,595
当期変動額合計	446,639	96,595
当期末残高	5,698	102,294
評価・換算差額等合計		
前期末残高	440,940	5,698
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	446,639	96,595
当期変動額合計	446,639	96,595
当期末残高	5,698	102,294
純資産合計		
前期末残高	18,629,801	22,567,284
当期変動額		
合併による増加	2,450,074	-
剰余金の配当	507,049	859,541
当期純利益	1,720,894	732,624
自己株式の処分	720,201	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	446,639	96,595
当期変動額合計	3,937,482	223,512
当期末残高	22,567,284	22,343,771

重要な会計方針

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法	1 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法...時価法	2 デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法 同左
3 固定資産の減価償却方法	3 固定資産の減価償却方法

<p>有形固定資産...定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法 （会計方針の変更） 法人税法の改正に伴い、当期より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ15,467千円減少しております。</p> <p>（追加情報） 法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%相当額に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ558千円減少しております。</p> <p>(2) 無形固定資産...定額法 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）...定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法</p>
--	---

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、決算日において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>	<p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金（前払年金費用） 同左</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 同左</p>
<p>5 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>	<p>5 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 同左</p>
<p>6 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	

<p>7 ヘッジ会計の方針 時価ヘッジによっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...株価指数先物取引 ヘッジ対象...有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております</p>	<p>6 ヘッジ会計の方針 同左</p>
<p>8 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>7 消費税等の処理方法 同左</p>

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(リース取引に関する会計基準の適用) 「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号)が平成20年4月1日以降開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これにより、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、前事業年度末までに開始した取引を含め、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、当該取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とする定率法を採用しております。なお、この変更による前事業年度末までの税引前当期純利益にかかる累積的影響額は、特別損失として処理しております。 これにより、従来の方法に比べ、固定資産は17,252千円、流動負債は8,154千円、固定負債は22,465千円増加し、営業利益は1,390千円増加し、経常利益は66千円、税引前当期純利益は14,793千円減少しております。</p>

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(貸借対照表及び損益計算書) 当事業年度より、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づき、「未収投資顧問料」を「未収運用受託報酬」、「投資顧問料」を「運用受託報酬」、「法人税等」を「法人税、住民税及び事業税」に変更いたしました。 また、「有価証券解約損」は前事業年度まで、営業外費用の「雑損失」に含めて記載しておりましたが、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しました。 なお、前事業年度における「有価証券解約損」の金額は0千円であります。</p>	

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
1 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額 建物 32,488千円 工具、器具及び備品 271,535千円 ソフトウェア 65,787千円 その他無形固定資産 368千円	1 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額 建物 69,730千円 工具、器具及び備品 287,344千円 リース資産 44,652千円 ソフトウェア 54,108千円 その他無形固定資産 441千円
2 担保に提供している資産 投資有価証券25,072千円につきましては、投資顧問業登録及び認可に係る営業保証金の供託として差し入れております。	

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)										
1 減損損失 (経緯) 平成20年3月3日開催の取締役会において、売却の意思決定がされた資産につき、減損損失を認識いたしました。 (減損損失の金額) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>67,501</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>12,958</td> </tr> <tr> <td>売却経費</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>80,910</td> </tr> </tbody> </table> なお、減損損失を計上した各資産の回収可能額は、資産毎の正味売却価額により算定しております。 また、当該減損損失は、特別損失に計上しております。	種類	金額(千円)	建物	67,501	器具備品	12,958	売却経費	450	合計	80,910	
種類	金額(千円)										
建物	67,501										
器具備品	12,958										
売却経費	450										
合計	80,910										

(株主資本等変動計算書の注記)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	839,200	212,870	-	1,052,070
(変動事由の概要) 増加数の内訳は、次の通りであります。 合併に伴う新株式の発行による増加 212,870株				
2. 自己株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	26,620	-	26,620	-
(変動事由の概要) 減少数の内訳は、次の通りであります。 合併に伴う自己株式の処分による減少 26,620株				
3. 配当に関する事項				

(1) 配当金支払額

平成19年6月15日の第4回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

1) 配当金の総額	507,049,920円
2) 1株当たり配当額	624円
3) 基準日	平成19年3月31日
4) 効力発生日	平成19年6月18日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年6月17日の第4回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

1) 配当金の総額	859,541,190円
2) 配当の原資	利益剰余金
3) 1株当たり配当額	817円
4) 基準日	平成20年3月31日
5) 効力発生日	平成20年6月18日

当事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,052,070	-	-	1,052,070

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成20年6月17日の第4回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

1) 配当金の総額	859,541,190円
2) 1株当たり配当額	817円
3) 基準日	平成20年3月31日
4) 効力発生日	平成20年6月18日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成21年6月16日の第4回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

1) 配当金の総額	366,120,360円
2) 配当の原資	利益剰余金
3) 1株当たり配当額	348円
4) 基準日	平成21年3月31日
5) 効力発生日	平成21年6月17日

(リース取引関係)

	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)				当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引					1. ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引	
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額					リース資産の内容 有形固定資産 主として、事務用機器及び車両運搬具であります。	
	工具、器具 及び備品 (千円)	車両及び 運搬具 (千円)	合計 (千円)			
取得価額相当額	55,599	11,885	67,484	リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「3 固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。		
減価償却累計額相当額	21,250	3,921	25,172			
期末残高相当額	34,348	7,963	42,312			

未経過リース料期末残高相当額	
1年以内	11,412千円
1年超	33,413千円
合計	44,825千円
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	
支払リース料	12,097千円
減価償却費相当額	10,797千円
支払利息相当額	1,625千円
減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法	
減価償却費相当額の算定方法	
...リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	
利息相当額の算定方法	
...リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	

(有価証券関係)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	前事業年度 (平成20年3月31日)			当事業年度 (平成21年3月31日)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの						
株式	14,345	19,169	4,824	14,345	17,537	3,192
債券	3,499,629	3,499,744	115	25,046	25,112	66
証券投資信託	999,300	1,059,940	60,639	2,714,944	2,770,741	55,796
小計	4,513,275	4,578,854	65,579	2,754,335	2,813,391	59,055
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの						
株式	63,670	52,065	11,605	63,670	36,935	26,735
債券	7,018,427	7,018,072	354	699,654	699,650	4
証券投資信託	1,045,581	982,354	63,226	4,198,602	3,993,813	204,789
小計	8,127,679	8,052,492	75,186	4,961,927	4,730,398	231,529
合計	12,640,954	12,631,346	9,607	7,716,263	7,543,789	172,473

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
売却額（千円）	113,315	21,022
売却益の合計額（千円）		3,436

売却損の合計額(千円)		
-------------	--	--

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)中に解約・償還したその他有価証券は以下のとおりであります。

解約・償還額	2,807,380千円
解約・償還益	616,142千円
解約・償還損	20,768千円

当事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)中に解約・償還したその他有価証券は以下のとおりであります。

解約・償還額	273,772千円
解約・償還益	1,293千円
解約・償還損	6,915千円

3 時価評価されていない有価証券

内容	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
	貸借対照表計上額(千円)	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	511,079	493,493
国内CD	1,500,000	

4 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

区分	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)	10年超(千円)
債券				
国債	10,492,744	25,072		
証券投資信託				
国内CD	1,500,000			
合計	11,992,744	25,072		

当事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

区分	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)	10年超(千円)
債券				
国債	699,650	25,112		
合計	699,650	25,112		

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
--------------------------------------	--------------------------------------

<p>1 取引の内容 利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。</p> <p>2 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、将来の市場の変動によるリスク低減を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。</p> <p>3 取引の利用目的 デリバティブ取引は、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、当該取引についてヘッジ会計を行っております。 ヘッジ会計の方針 時価ヘッジによっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...株価指数先物取引 ヘッジ対象...有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるため、対象有価証券の時価総額の範囲内でヘッジを行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>4 取引に係るリスクの内容 株価指数先物取引は、市場変動によるリスクを有しております。</p> <p>5 取引に係るリスクの管理体制 デリバティブ取引については社内ルールに従い、取締役会の承認のもとに管理部が管理を行い、トレーディング部が取引を執行しております。 また、所定の期間毎に取引状況について取締役会へ報告を行っております。</p>	<p>1 取引の内容 同左</p> <p>2 取引に対する取組方針 同左</p> <p>3 取引の利用目的 同左</p> <p>4 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>5 取引に係るリスクの管理体制 同左</p>
--	--

2 取引の時価等に関する事項

前事業年度(平成20年3月31日)

ヘッジ会計を適用しているものは開示の対象から除いており、該当事項はありません。

当事業年度(平成21年3月31日)

ヘッジ会計を適用しているものは開示の対象から除いており、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	(注1)	510,895千円
年金資産		432,086千円
退職給付引当金		78,809千円

(注1) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法(在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法)を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

勤務費用	(注1)	108,459千円
------	------	-----------

退職給付費用	108,459千円
--------	-----------

(注1) 確定拠出型制度の退職給付費用10,603千円を含めております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 適格退職年金の責任準備金の計算基礎数値

割引率	2.5%及び4.5%
予定計算利率	0.75%及び1.00%
過去勤務債務の償却方法	定額償却
過去勤務債務の償却割合	20/100及び35/100

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	(注1)	536,082千円
年金資産		536,729千円

退職給付引当金

前払年金費用	646千円
--------	-------

(注1) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

勤務費用	(注1)	119,728千円
------	------	-----------

退職給付費用	119,728千円
--------	-----------

(注1) 確定拠出型制度の退職給付費用16,753千円を含めております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)		
1 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳	1 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳		
繰延税金資産	繰延税金資産		
有価証券償却超過額	11,432千円	有価証券償却超過額	11,432千円
ソフトウェア償却超過額	33,791千円	ソフトウェア償却超過額	125,208千円
賞与引当金損金算入限度超過額	134,277千円	賞与引当金損金算入限度超過額	145,385千円
退職役員退職年金未払金	12,285千円	退職役員退職年金未払金	5,968千円
ゴルフ会員権償却超過額	62,754千円	ゴルフ会員権償却超過額	31,121千円
未払事業税	58,774千円	その他有価証券評価差額金	70,179千円
退職給付引当金	32,067千円	その他	69,737千円
減損損失	9,195千円	繰延税金資産小計	459,033千円
その他有価証券評価差額金	3,909千円	評価性引当額	44,620千円
その他	56,600千円	繰延税金資産合計	414,413千円
小計	415,087千円	繰延税金負債	
評価性引当額	76,252千円	未払事業税	2,152千円

繰延税金資産の純額	338,834千円	前払年金費用	263千円
		繰延税金負債合計	2,415千円
		繰延税金資産の純額	411,997千円
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
		法定実効税率	40.69%
		(調整)	
		評価性引当額	2.65%
		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.42%
		受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.26%
		住民税等均等割	0.35%
		その他	0.02%
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.53%

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業 第一勲業アセットマネジメント株式会社(当社)

事業の内容 投資信託における委託会社の業務、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及び投資一任契約に係る業務及びそれらに付帯または関連する一切の業務

被結合企業 富士投信投資顧問株式会社

事業の内容 投資信託における委託会社の業務、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及び投資一任契約に係る業務及びそれらに付帯または関連する一切の業務

(2) 企業結合の法的形式及び結合後企業の名称

当社を存続会社とし、富士投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併であり、両社はともに株式会社みずほフィナンシャルグループを親会社としております。なお、結合後企業の名称はみずほ投信投資顧問株式会社となっており、合併により普通株式239,490株を交付しております。また、合併による資本金の増加はありません。

(3) 取引の目的を含む取引の概要

近時ますます多様化・高度化するお客さまの投資ニーズに的確に対応していくには、両社が持つ経営基盤、これまで培ってきたノウハウを発展的に融合することがベストであると判断し、平成19年7月1日を合併期日として富士投信投資顧問株式会社と合併しました。

2. 実施した会計処理の概要

当社が富士投信投資顧問株式会社より受入れた資産及び負債は、合併期日(平成19年7月1日)の前日に付された適正な帳簿価額により計上しました。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主

属性	名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区	1,540,965百万円	子会社の経営管理	被所有直接98.7%	なし	経営管理	自己株式の処分	679,105		

(2) 兄弟会社

属性	名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	650,000百万円	銀行業	なし	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,110,308	未払手数料	411,412
親会社の子会社	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288百万円	証券業	直接0.0%	なし	投資信託の販売	支払手数料	2,007,488	未払手数料	193,543
親会社の子会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,231百万円	信託銀行業	なし	なし	信託財産の管理	委託者報酬	12,559,261	未収委託者報酬	1,801,982

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

一般取引条件と同様に決定しております。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	650,000百万円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	2,882,983	未払手数料	246,189
同一の親会社をもつ会社	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288百万円	証券業	所有直接0.0%	投資信託の販売	支払手数料	1,342,543	未払手数料	118,580
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,231百万円	信託銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	11,271,538	未収委託者報酬	1,255,215

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

（東京証券取引所、大阪証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 21,450.36円	1株当たり純資産額 21,237.91円
1株当たり当期純利益 1,733.85円	1株当たり当期純利益 696.36円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。
（1株当たり当期純利益の算定上の基礎）	（1株当たり当期純利益の算定上の基礎）
損益計算書上の当期純利益 1,720,894千円	損益計算書上の当期純利益 732,624千円
普通株式に係る当期純利益 1,720,894千円	普通株式に係る当期純利益 732,624千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数 992,524株	普通株式の期中平均株式数 1,052,070株

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
該当事項はありません。	同左

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと、
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと、
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項（平成21年10月31日現在）
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項（平成21年10月31日現在）
会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

名称		資本金の額	事業の内容
(1) 受託会社	野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を行っています。
(2) 投資顧問会社	フルトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド	100万シンガポールドル	有価証券等にかかる投資顧問業および投資一任業務を含む資産運用業務を行っています。
	マネックス・オルタナティブ・インベストメンツ株式会社	95百万円	
(3) 販売会社	マネックス証券株式会社	7,425百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(注) 資本金の額...平成21年3月末日現在 平成20年12月末日現在

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

(2) 投資顧問会社

フルトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドは、委託会社から運用の指図に関する権限の一部(円の余資運用以外の運用の指図に関する権限)の委託を受け、信託財産の運用の指図を行います。

マネックス・オルタナティブ・インベストメンツ株式会社は、委託会社に対し、当ファンドの運用に関する助言を行います。

(3) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受け付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3 【資本関係】（持株比率5.0%以上を記載します。）

平成21年11月19日現在、該当事項はありません。

第3 【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されております。

平成20年11月19日 有価証券報告書

平成20年11月19日 有価証券届出書

平成21年5月15日 半期報告書

平成21年5月15日 有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成21年9月30日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樽本 修平 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマネックス・フルトン・チャイナ・フォーカスの平成20年8月20日から平成21年8月19日までの第3期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マネックス・フルトン・チャイナ・フォーカスの平成21年8月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月16日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 樽本 修平 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 茂木 哲也 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第46期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年10月14日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	成澤 和己 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樽本 修平 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマネックス・フルトン・チャイナ・フォーカスの平成19年8月21日から平成20年8月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マネックス・フルトン・チャイナ・フォーカスの平成20年8月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 前期の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月17日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員	公認会計士	成澤 和己 印
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	樽本 修平 印
業務執行社員		
業務執行社員	公認会計士	茂木 哲也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。